

令和3年2月4日

保護者各位

野田市児童家庭部長

学童保育所通所自粛期間の延長について（お願い）

日頃より野田市の学童保育行政に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年1月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所通所自粛について（再要請）」にて、通所自粛を2月28日までお願いしておりますが、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことから、下記のとおり通所自粛期間を延長いたします。

つきましては、感染防止のため休業している企業にお勤めの方、親族等の協力が得られる方など家庭内保育が可能な方については、引き続き家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 通所自粛要請期間

令和3年3月7日（日）まで

※通所自粛を強制するものではありません。

（参考1）令和3年1月9日付「新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所通所自粛について」の通知による通所自粛要請期間

令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）まで

（参考2）令和3年1月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所通所自粛について（再要請）」の通知による通所自粛要請期間

令和3年2月8日（月）から令和3年2月28日（日）まで

※上記の文書は野田市ホームページで掲載しています。【<https://www.city.noda.chiba.jp/index.html>】

2. 学童保育料について

2月8日（月）から27日（土）までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として2月分の学童保育料を免除します。

3. 通所自粛に伴う免除手続について

(1) 現在自粛をされている方【休所願いの提出は不要・電話連絡】

2月8日（月）までに各学童保育所に電話等で通所自粛延長の連絡をお願いします。

（学童指導員から確認のお電話をすることがございます）。

(2) 2月から自粛される方【休所願いの提出が必要】

2月8日（月）までに「休所願い」に必要事項を記入し各学童保育所又は児童家庭課まで提出してください。

郵送の場合は2月8日迄（消印有効）に児童家庭課宛に郵送してください。

※「休所願い」は各学童保育所又は市ホームページに様式があります。

お問合せ先児童家庭課04-7123-1093